

仙台市環境影響評価条例施行規則（平成一一年規則第六号）新旧対照表

現行	改正後
<p>第六章 都市計画対象事業に関する特例</p> <p>第三十九条 【略】</p> <p>2 条例第六条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業の」とあるのは「都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更の」と、「対象事業に」とあるのは「都市計画対象事業に」と、「対象事業を実施しよう」とあるのは「都市計画対象事業が実施されよう」と、同項第三号及び第四号中「事業の実施」とあるのは「都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更」と、同条第二項及び第四項並びに条例第七条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項中「対象事業の計画」とあるのは「都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更の内容」と、同項第一号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称」と、同項第二号から第四号まで及び同条第三項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第八条第二項中「その実施」とあるのは「都市計画対象事業に係る事業者が当該都市計画対象事業を実施する」と、「対象事業について」とあるのは「場合又は当該都市計画対象事業に係る都市計画が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は同法<u>第八十七条の二第三項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による協議（以下これらを「都市計画協議」という。）を要する場合において」と、「又は当該特定届出を受理する者」とあるのは「若しくは当該特定届出を受理する</p>	<p>第六章 都市計画対象事業に関する特例</p> <p>第三十九条 【略】</p> <p>2 条例第六条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業の」とあるのは「都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更の」と、「対象事業に」とあるのは「都市計画対象事業に」と、「対象事業を実施しよう」とあるのは「都市計画対象事業が実施されよう」と、同項第三号及び第四号中「事業の実施」とあるのは「都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更」と、同条第二項及び第四項並びに条例第七条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項中「対象事業の計画」とあるのは「都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更の内容」と、同項第一号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称」と、同項第二号から第四号まで及び同条第三項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第八条第二項中「その実施」とあるのは「都市計画対象事業に係る事業者が当該都市計画対象事業を実施する」と、「対象事業について」とあるのは「場合又は当該都市計画対象事業に係る都市計画が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は同法<u>第八十七条の二第四項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による協議（以下これらを「都市計画協議」という。）を要する場合において」と、「又は当該特定届出を受理する者」とあるのは「若しくは当該特定届出を受理する</p>

者又は都市計画協議の相手方」と、「当該対象事業」とあるのは「当該都市計画対象事業」と、条例第八条の二から第十一条までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第十二条及び第十三条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第九号中「事後調査」とあるのは「都市計画対象事業に係る事業者が行うべき事後調査」と、同条第三項中「対象事業の種類ごとに規則で定める時期」とあるのは「都市計画法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日」と、条例第十五条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第十六条から第十九条までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第一項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第二十一条中「対象事業の実施」とあるのは「都市計画対象事業に係る事業者が当該都市計画対象事業を実施する」と、「場合において」とあるのは「場合又は当該都市計画対象事業に係る都市計画が都市計画協議を要するものである場合において」と、「又は当該特定届出を受理する者」とあるのは「若しくは当該特定届出を受理する者又は都市計画協議の相手方」と、「当該対象事業に係る」とあるのは「当該都市計画対象事業に係る」と、「又は特定届出の審査」とあるのは「若しくは特定届出の審査又は都市計画協議（都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）又は同法**第八十七条の二第三項**の規定による読み替え後の同法第十九条第三項の規定による同意を要する場合においては、当該同意の審査）」と、条例第三十二条第一項中「事業者は、第七条第一項の規定による**方法書**の提出後に同項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合（**第十九条第三項の規定**の適用を受ける場合を除く。）において、」とあ

者又は都市計画協議の相手方」と、「当該対象事業」とあるのは「当該都市計画対象事業」と、条例第八条の二から第十一条までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第十二条及び第十三条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第九号中「事後調査」とあるのは「都市計画対象事業に係る事業者が行うべき事後調査」と、同条第三項中「対象事業の種類ごとに規則で定める時期」とあるのは「都市計画法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日」と、条例第十五条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第十六条から第十九条までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第一項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第二十一条中「対象事業の実施」とあるのは「都市計画対象事業に係る事業者が当該都市計画対象事業を実施する」と、「場合において」とあるのは「場合又は当該都市計画対象事業に係る都市計画が都市計画協議を要するものである場合において」と、「又は当該特定届出を受理する者」とあるのは「若しくは当該特定届出を受理する者又は都市計画協議の相手方」と、「当該対象事業に係る」とあるのは「当該都市計画対象事業に係る」と、「又は特定届出の審査」とあるのは「若しくは特定届出の審査又は都市計画協議（都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）又は同法**第八十七条の二第四項**の規定による読み替え後の同法第十九条第三項の規定による同意を要する場合においては、当該同意の審査）」と、条例第三十二条第一項中「事業者は、第七条第一項の規定による**方法書等**の提出後に同項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合（**第十九条第一項の規定**の適用を受ける場合を除く。）において、」とあ

るのは、「第七条第一項の規定による方法書等の提出後、第二十条の規定による公告の日前に第七条第一項第二号に掲げる事項の変更（**第十九条第三項の規定**の適用を受ける場合を除く。）をして対象事業又は対象事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとし、若しくは第二十条の規定による公告の日以後に第七条第一項第二号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更（以下「公告後の都市計画変更」という。）をしようとする都市計画決定権者又は第七条第一項の規定による方法書等の提出後、第二十条の規定による公告の日後に第七条第一項第二号に掲げる事項の変更（公告後の都市計画変更を除く。）をしようとする事業者は、」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「事業者若しくは都市計画決定権者」と、同条第四項中「当該事業」とあるのは「当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画に係る事業者」と、条例第三十三条第一項中「事業者は」とあるのは、「都市計画決定権者（第二十条の規定による公告の日後においては、事業者）は」と、同項第一号中「**事業者**とあるのは「**都市計画決定権者**」と、「**対象事業**を実施しないこととしたとき」とあるのは「対象事業又は対象事業に係る施設を都市計画に定めないこととしたとき（第二十条の規定による公告の日後においては、対象事業を実施しないこととしたとき）」と読み替える。

3～6 【略】

別表第二（第十五条関係）

対象事業の区分	準備書の提出の時期
一～八	【略】
九 別表第一の五の項のイの内容を有する	ア 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日 イ ガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号） <b>第三条若</b>

るのは、「第七条第一項の規定による方法書等の提出後、第二十条の規定による公告の日前に第七条第一項第二号に掲げる事項の変更（**第十九条第一項の規定**の適用を受ける場合を除く。）をして対象事業又は対象事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとし、若しくは第二十条の規定による公告の日以後に第七条第一項第二号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更（以下「公告後の都市計画変更」という。）をしようとする都市計画決定権者又は第七条第一項の規定による方法書等の提出後、第二十条の規定による公告の日後に第七条第一項第二号に掲げる事項の変更（公告後の都市計画変更を除く。）をしようとする事業者は、」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「事業者若しくは都市計画決定権者」と、同条第四項中「当該事業」とあるのは「当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画に係る事業者」と、条例第三十三条第一項中「事業者は」とあるのは、「都市計画決定権者（第二十条の規定による公告の日後においては、事業者）は」と、同項第一号中「**事業者**とあるのは「**対象事業**を実施しないこととしたとき」とあるのは「対象事業又は対象事業に係る施設を都市計画に定めないこととしたとき（第二十条の規定による公告の日後においては、対象事業を実施しないこととしたとき）」と読み替える。

3～6 【略】

別表第二（第十五条関係）

対象事業の区分	準備書の提出の時期
一～八	【略】
九 別表第一の五の項のイの内容を有する	ア 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日 イ ガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号） <b>第三十二</b>

事業	<p>しくは第三十七条の二の規定による許可の申請又は同法第三十六条の二の規定による届出の日</p> <p>ウ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日</p> <p>エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日</p> <p>オ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日</p>
十～二十三	【略】
二十四 別表第一の十一の項のオの内容を有する事業	<p>ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日</p> <p>イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日</p> <p>ウ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第七条第七項の認可の申請の日</p> <p>エ <u>日本環境安全事業株式会社法</u>（平成十五年法律第四十四号）<u>第七条</u>の認可の申請の日</p>
二十五～三十九	【略】
備考	【略】

事業	<p>条第一項（同法百五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項（同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第一百一条第一項の規定による届出の日</p> <p>ウ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日</p> <p>エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日</p> <p>オ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日</p>
十～二十三	【略】
二十四 別表第一の十一の項のオの内容を有する事業	<p>ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日</p> <p>イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又は同法第十一条の協議の日</p> <p>ウ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第七条第七項の認可の申請の日</p> <p>エ <u>中間貯蔵・環境安全事業株式会社法</u>（平成十五年法律第四十四号）<u>第十一条</u>の認可の申請の日</p>
二十五～三十九	【略】
備考	【略】

附則

この規則は公布の日施行する。